

各 位

会 社 名 ケネディクス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 川島 敦
(コード番号 4321 東証第 1 部)
問 合 せ 先 取締役経営企画担当 吉川 泰司
(T E L 03-3519-2530)

(訂正)「公募による新株式発行、並びに 2012 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び 2016 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の交換募集による発行に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 21 年 10 月 9 日に公表いたしました「公募による新株式発行、並びに 2012 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び 2016 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の交換募集による発行に関するお知らせ」につきまして、一部訂正を要する箇所がありましたため、以下のとおり、訂正させていただきます。

訂正箇所は下線にて示しております。

【訂正前】8 ページ

ご参考

<前略>

(4) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

<中略>

発行形態	発行日	発行総額	転換価額	転換率
2011 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	平成 18 年 12 月 15 日	20,000 百円	368,838.5 円	0.0%

<後略>

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人（1933 年米国証券法に基づくレギュレーション S に定義する。）に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

【訂正後】

ご参考

<前略>

(4) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

<中略>

発行形態	発行日	発行総額	転換価額	転換率
2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	平成18年12月15日	20,000百万円	368,838.5円	0.0%

<後略>

【訂正前】13ページ

別紙3

2012年満期新株予約権付社債の募集の概要（発行要項）

<前略>

(7) 本社債の繰上償還

(イ) 当社の選択による繰上償還

① 150%及び130%コールオプション条項による繰上償還

2010年11月9日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「当社普通株式の終値」という。)が、20連続取引日にわたり、(i)2012年11月9日までの期間においては各当該取引日に有効な転換価額(下記6.(5)(ハ)及び(ニ)に定める。なお、かかる20連続取引日中に一定の事由により転換価額の調整が行われた場合には、本新株予約権付社債の要項に従い、関連する権利落ち日と基準日(ともに同日を含む。)の間の期間についても転換価額の調整があったものとみなす。以下同じ。)の150%以上であった場合、又は(ii)2012年11月9日以降の期間においては各当該取引日に有効な転換価額の130%以上であった場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人(以下本別紙3において「本新株予約権付社債所持人」という。)に対して本新株予約権付社債の要項に従い、当該20連続取引日の末日から5日以内に、償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可)を本社債額面金額の100%の価額に当該繰上償還期日(同日を含まない。)までの未払経過利息を付して、繰上償還することができる。

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人(1933年米国証券法に基づくレギュレーションSに定義する。)に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

<後略>

【訂正後】

別紙 3

2012 年満期新株予約権付社債の募集の概要（発行要項）

<前略>

(7) 本社債の繰上償還

(イ) 当社の選択による繰上償還

① 150%及び130%コールオプション条項による繰上償還

2010年11月9日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「当社普通株式の終値」という。)が、20連続取引日にわたり、(i)2011年11月9日までの期間においては各当該取引日に有効な転換価額(下記6.(5)(ハ)及び(ニ)に定める。なお、かかる20連続取引日中に一定の事由により転換価額の調整が行われた場合には、本新株予約権付社債の要項に従い、関連する権利落ち日と基準日(ともに同日を含む。)の間の期間についても転換価額の調整があったものとみなす。以下同じ。)の150%以上であった場合、又は(ii)2011年11月9日以降の期間においては各当該取引日に有効な転換価額の130%以上であった場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人(以下本別紙3において「本新株予約権付社債所持人」という。)に対して本新株予約権付社債の要項に従い、当該20連続取引日の末日から5日以内に、償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可)を本社債額面金額の100%の価額に当該繰上償還期日(同日を含まない。)までの未払経過利息を付して、繰上償還することができる。

<後略>

【訂正前】29 ページ

別紙 4

2016 年満期新株予約権付社債の募集の概要（発行要項）

<前略>

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人(1933年米国証券法に基づくレギュレーションSに定義する。)に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

(5) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

<中略>

(ホ) 転換価額は、2011年11月10日の東京及びロンドンにおける2営業日後の日（日本時間）（修正効力発生日）以降、(i)修正効力発生日に先立つ15取引日前の日（以下「修正計算日」という。）から修正効力発生日の前日まで（当日を含む。）の15連続取引日の当社普通株式の終値の平均値の95%相当額（1円未満の端数を切り上げる。）及び(ii)修正計算日において有効な転換価額のうちいずれか低い方の金額に修正される。修正後の転換価額は、上記(ニ)の調整に服するものとする。

<後略>

【訂正後】

別紙4

2016年満期新株予約権付社債の募集の概要（発行要項）

<前略>

(5) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

<中略>

(ホ) 転換価額は、2011年11月10日の東京及びロンドンにおける2営業日後の日（日本時間）（修正効力発生日）以降、(i)修正効力発生日に先立つ15取引日前の日（以下「修正計算日」という。）まで（当日を含む。）の15連続取引日の当社普通株式の終値の平均値の95%相当額（1円未満の端数を切り上げる。）及び(ii)修正計算日において有効な転換価額のうちいずれか低い方の金額に修正される。修正後の転換価額は、上記(ニ)の調整に服するものとする。

<後略>

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人（1933年米国証券法に基づくレギュレーションSに定義する。）に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。